

令和3年度 多機能事業所 は〜と・ピア2事業計画

1 基本方針

(1) 生活介護

常時介護を要する障害者に対して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等を適切かつ効果的に行う。

(2) 就労移行支援

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2 支援方針

(1) 利益保障

福祉の原理・原則や権利、根拠に基づいた援助を基本とし、利用者の最善の利益保障に努める。

(2) 生活の質（QOL）の向上

利用者の生活の質の向上に必要な援助・支援に努める。

(3) 意思決定支援の実現

利用者の個別性と望む生活の実現に配慮し、意思決定支援の実現に努める。

(4) 障害特性の理解

利用者の障害特性に基づいた適切な支援内容に努める。

(5) 就労支援

利用者が自立した生活を送るため、企業就労や福祉的就労で収入を増やし、生活基盤を安定させる。

ハローワークや障害者就労支援センターに定期的に通い、就労への意識、意欲を高める。

3 事業目標

(1) 本人の思いに添った個別的な支援

① 関係機関と連携の基、サービス等利用計画作成への協力

② ソーシャルワークの視点によるケアマネジメント

(2) 支援指針に則った支援の質の向上

業務の習熟および支援技術の向上

(3) 利用者の確保

定員を満たすよう、チラシパンフレットなどを新たに作成し、学校、障害者就労支援センター等を訪問し、利用者確保に努める

4 支援内容

(1) 個別支援計画

利用者主体の個別化された総合的なサービス提供を目的とし、本人・家族等への十分な説明と同意のもと、個々の利用者の支援計画を作成し、支援の過程において課題分析、支援の実施、記録、経過まとめ、再度課題分析という循環を通して、利用者個人の可能性の拡大に努める。

(2) 昼食の提供

① 献立表と個別対応

給食業者が低カロリーで生活習慣病対応がなされている献立を作成し、その献立に基づいた食事を納入する。また、利用者別に量の多少やキザミ食についても対応する。

② 援助内容

ア 楽しく食べられる雰囲気づくりをする。

イ 利用者個々の食事時の状況を把握し、食生活の向上に努める。

(3) 健康管理

① 日常健康チェック、年2回の定期健康診断や嘱託医による隔月の間診などの定期的なメディカルチェックを通して、健康の維持、管理の徹底を図る。

② 食事摂取量への助言や積極的に体を動かす機会を作り、生活習慣病予防に努める。

(4) 日常生活の支援

住み慣れた地域であたりまえに暮らしていくために、以下の活動を行う。

① 身体介助

食事、排泄、更衣、移動等の介助を行うことにより日常生活を円滑に送れるようにする。

② 相談援助

自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図るため、可能な限り必要な援助を行なう。

③ 送迎

送迎を希望する方に対し送迎を行なう。

(5) 活動の機会提供

利用者の心身発達の程度や障害の状態、個々の経験や興味・欲求、解決すべき支援上の課題に基づいて、生産活動や創作活動を提供する。

① 生産活動

作業を通して、働く喜びや社会構成員としての自覚を促すことを目的に行う。また、工賃及び売上等については「は〜と・ピア2管理運営要

綱」に基づき、利用者の参加回数等に応じて等分に配分する。

- ア 制作活動 手工芸品の作成、フラワーセラピー
- イ 受注活動 箸袋入れ、公園清掃、共同受注ネットワーク
「ジョブ〜る文京」からの受注作業
- ウ 販売活動 店舗販売・出店販売等
- エ その他 就労移行事業の店舗、商品に必要な軽作業

② 創作的活動

活動を通して自己選択・自己決定の機会を設定し、利用者の主体性や個性、意欲（知識、経験、習慣）を育み潜在能力を引き出すことを目的とする。

(6) レクリエーション

季節行事や招待行事等を通し、快適に過ごせるよう援助・支援する。

新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極め、行事の実施可否について適宜判断する。

① 宿泊行事

郊外宿泊（1泊2日）

旅行先で利用者が日常では体験できない様々な体験をする。

② 所内行事

ア 所内行事

新年会、成人を祝う会、誕生会、日帰り旅行、忘年会等

イ 個別外出

利用者個々のニーズに合った外出先を設定し、生き甲斐につながるように支援する。（一人年1回程度）

③ 他団体主催事業への参加

クリスマス会、ボウリング大会、運動会等

(7) グループ活動への取組み

個性を重視したグループを形成して日常の様々な支援に活かす。

(8) 就労に向けた支援

- ① 中華弁当等の製造、販売による生産活動の提供
- ② 就労に必要な履歴書の書き方、模擬面接、社会性向上の為の職場のマナー、言葉遣い、身だしなみ等の指導や知識及び能力の向上によるプログラムの提供
- ③ 施設外就労の実施・職場実習先の開拓
- ④ ハローワークや障害者就労支援センターでの求職登録等、求職活動の支援を積極的、定期的に行う
- ⑤ 職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援および実習に同行し、企業への提案や助言も行う
- ⑥ 一般就労を目的とした就労個別支援計画を作成し、個別支援計画と併せて、3か月に1回モニタリングを実施し、利用者のニーズに沿った、就職活動への支援を行う。

5 就労までのプロセス

1 か月	利用者の個別支援計画の作成
3 か月	利用者の作業に向けた知識の取得
1 年	利用者の作業、就職に向けた支援
1 年 6 か月	施設外就労の体験、就職に向けた支援
2 年	就職

6 日課

時 間	適 用	時 間	適 用
8 : 4 0 ~	送迎車出発・通所・日常活動	1 3 : 2 0 ~	日常活動・帰りの会
1 0 : 0 0 ~	朝の会	1 5 : 3 0 ~ (水曜日 15:00~)	利用者帰宅 (送迎車出発)
1 1 : 5 0 ~	昼食・休憩		

※ 諸会議のため毎週水曜日の帰宅開始時間を30分早くする。

※ 祝日は開館する。

7 定員

- (1) 生活介護 22名
- (2) 就労移行支援 8名

8 利用料

障害者総合支援法に基づく費用負担

9 昼食費

給食の提供を受けた者は、その費用の1人分に相当する額

10 その他の費用負担

日常活動や行事にかかる費用の1人分に相当する額

11 利用期間

- (1) 生活介護 : 介護給付費支給期間
- (2) 就労移行支援 : 訓練給付費支給期間

12 地域交流スペースの活用

地域課題である成年後見制度の普及及び利用推進のため、地域交流スペースを活用し、第1土曜日に「後見サロン」を開催する。実施団体は、特定非営利活動法人後見支援東京。

13 は～と・ピア2 年間予定表

月	内 容
4	花見
5	誕生会、日帰り旅行
6	招待ボウリング大会、個別外出
7	誕生会、個別外出
8	個別外出
9	誕生会
10	合同運動会、個別外出、宿泊旅行
11	誕生会、健康診断
12	ふれあいの集い、クリスマス会、忘年会、個別外出
1	ボウリングの集い、誕生会、成人のお祝い会
2	節分、個別外出
3	誕生会、ひな祭り、さくら祭り

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極め、行事の実施可否について適宜判断する。